
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	会計基準等の構成及び基準開発の進め方の検討

本資料の目的

1. 金融商品の時価に関するガイダンス及び開示については、第 380 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 9 日開催）において、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手することが確認されている。

一方、金融商品以外の時価に関するガイダンス及び開示に関しては、第 381 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 26 日開催）において、以下が確認されている。

- (1) 時価の定義及びガイダンスについては、基本的に国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手しない（ただし、トレーディング目的で保有する棚卸資産等の検討は別途行う。）。
(2) 時価に関する開示については、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手しない。
2. 本資料は、会計基準等の構成及び基準開発の進め方について、議論することを目的としている。

会計基準の構成

（時価の定義及びガイダンス）

3. 第 1 項のとおり、金融商品以外については、基本的に国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手しないが、トレーディング目的で保有する棚卸資産等については別途検討することとされ、その取扱いが会計基準等の構成に影響を及ぼすと考えられる。
4. 金融商品以外の項目については、その多くが貸借対照表において毎期時価評価されるものではないが、トレーディング目的で保有する棚卸資産等については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額を当期の損益として処理（以下「FVPL 処理」という。）することとされている。このような資産については、市場価格の変動により利益を得ることを目的として保有することから FVPL 処理することとされているため、金融商品において FVPL 処理される項目と時価の定義及びガイダンスについて整合性を図ることが有用であると考えられる。
5. ここで、時価の定義及びガイダンスに関連する会計基準の構成は、次の 2 つが考えら

れる。

- (1) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)の時価の定義を修正したうえで、そのガイダンスとして金融商品の時価に関する適用指針を開発する。
 - (2) 時価に関する会計基準及び適用指針を開発する。
6. 第 4 項のとおり、金融商品以外の項目についても金融商品と同様の時価の定義及びガイダンスとすることが有用と考えられる項目があることから、前項(2)の時価に関する会計基準及び適用指針を開発することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント 1

時価の定義及びガイダンスに関連する会計基準等の構成については、時価に関する会計基準及び適用指針を開発するとの事務局の提案について、ご意見を頂きたい。

7. 現状、金融商品の時価は、金融商品会計基準で定義され、そのガイダンスは日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)に示されている。また、金融商品の時価に関するガイダンスとして、以下がある。
- (1) 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」
 - (2) 実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」
 - (3) 日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」(以下「金融商品 Q&A」という。)
8. 仮に第 6 項のとおり、時価に関する会計基準及び適用指針を開発する場合、以下の対応が必要となる。
- (1) 実務対応報告第 10 号及び第 25 号について、その一部を修正する又は削除する。
 - (2) 金融商品実務指針及び金融商品 Q&A における時価に関する定めを削除を日本公認

会計士協会に依頼する¹。

ディスカッション・ポイント 2

仮に時価に関する会計基準及び適用指針を開発する場合、実務対応報告第10号及び第25号について一部を修正又は削除し、金融商品実務指針及び金融商品 Q&A における時価に関する定めへの削除を依頼するとの事務局の提案について、ご意見を頂きたい。

(時価に関する開示)

9. 第1項のとおり、金融商品以外の時価に関する開示については、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手せず、金融商品の時価に関する開示のみ、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手することとしている。

したがって、時価に関する開示に係る会計基準を新規に定める必要性に乏しいと考えられ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）を改正することが適切と考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント 3

時価に関する開示に関連する会計基準等の構成については、金融商品時価開示適用指針を改正するとの事務局の提案について、ご意見を頂きたい。

¹ 金融商品実務指針及び金融商品 Q&A は、日本公認会計士協会が公表したものであるが、この点、ASBJ の設立時に日本公認会計士協会と協議のうえ、「企業会計基準適用指針の開発についての当面の対応」が公表されている。

- (1) JICPA が公表した実務指針等について、大幅な改定を行う場合及び新規の適用指針が必要と考えられる場合は、ASBJ が担当する。
- (2) ASBJ による新規の会計基準等の公表によって、従来適用されていた日本公認会計士協会の実務指針等が改廃されるべき場合は、ASBJ の依頼に基づき、日本公認会計士協会が改廃するものとする。なお、基本方針に基づいて具体的に担当を決定する場合の判断は、ASBJ がイニシアティブをとるものとする。

用語の表記

10. 日本基準では、「時価」という用語が使用されているが、国際的には「公正価値」の用語が一般的に用いられており、今回の基準開発にあたって、「公正価値」の用語を使用するかどうか論点となる。この場合、時価のガイダンス及び開示について国際的な会計基準との整合性を図った項目のみ「公正価値」に読み替える又は置き換えることとし、それ以外の項目については「時価」を維持することとなる。
11. 以下の理由から、「公正価値」の用語は用いないこととしてはどうか。
- (1) 我が国においては、さまざまな法規制²において「時価」が用いられており、「時価」と「公正価値」が混在する場合、類似の概念について複数の用語が存在することにより、市場関係者に混乱を及ぼす可能性があると考えられる。
- (2) 例えば、企業結合時の資産及び負債への取得原価の配分は時価を基礎としているが（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第28項）、金融商品について公正価値を用い、不動産等に時価を用いる場合、理解が困難となる可能性がある。

ディスカッション・ポイント 4

時価に関するガイダンス及び開示における基準開発にあたっては、「公正価値」の用語を用いないとの事務局の提案について、ご意見を頂きたい。

基準開発の進め方

（時価の定義及びガイダンス）

12. 時価の定義及びガイダンスに関しては、今回の取組みが国際的な会計基準との整合性を確保する観点を強調している点を踏まえると、まずはIFRS第13号「公正価値測定」の内容をすべて取り入れることとし、その上で実務に配慮することが考えられる項目

² 例えば、会社計算規則第2条第2項第27号において、売買目的有価証券が、「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。」と定義されている。他にも、例えば、保険業法（第112条）や銀行法施行規則（第19条の2第1項第5号へ）では、経理に関する項目で「時価」の用語が用いられており、バーゼル規制に関する金融庁告示（平成18年金融庁告示第19号及び平成26年金融庁告示第60号）でも、「時価」の用語が用いられている。

³がある場合には、当該項目への対応について追加的に検討することが考えられるがどうか。

13. これまでの審議及びアウトリーチでは、様々な実務上の困難さが聞かれているが、前項の追加的に検討する項目としては、重要性の利用が考えられる。他にも検討すべき項目があれば、ご意見を頂きたい。

ディスカッション・ポイント 5

時価の定義及びガイダンスの進め方については、IFRS 第 13 号の内容をすべて取り入れた上で、実務に配慮することが考えられる項目への対応について追加的に検討するとの事務局の提案について、ご意見を頂きたい。

また、追加的に検討する項目としては、重要性の利用が考えられるが、他にも検討すべき項目があれば、ご意見を頂きたい。

(時価に関する開示)

14. 時価に関する開示に関しても、今回の取組みが国際的な会計基準との整合性を確保する観点を強調している点を踏まえると、基本的には IFRS 第 13 号の開示項目と整合性を図ることが考えられるが、一方で、これまでの審議及びアウトリーチにおいて、IFRS 第 13 号の開示項目のコストと便益に関する様々な意見が聞かれており、検討が必要と考えられる。当該検討にあたっては、IASB における IFRS 第 13 号の開示項目に対する検討状況⁴及び米国会計基準において追加又は削除される開示項目⁵も考慮すること

³ 例：上場株式に市場価格の平均を用いている場合、債券等で現行の評価方法が使用できなくなる場合、非上場デリバティブに（市場ベースの）信用リスク調整を新たに考慮する場合

⁴ 2018 年 3 月開催の IASB ボード会議において、IFRS 第 13 号の開示項目に対する今後の検討については、主に開示原則及び基本財務諸表に関するリサーチ・プロジェクトにおいて検討することが提案され、その方向性で決定されている。

⁵ 現行の米国会計基準において求められていない開示項目としては、観察可能でない入力数値について代替的な仮定を反映した場合の公正価値の変動がある。

また、米国財務会計基準審議会（FASB）の暫定決定によると、以下の開示項目について追加又は削除されることとなっている。

(1) 削除される開示項目

- ① レベル 1 とレベル 2 の間の振替の金額及びその理由
- ② レベル間の振替がいつ生じたとみなすかに関する企業の方針
- ③ レベル 3 の公正価値測定に対する企業の評価プロセス（例えば、評価の方針、手続、分析方法）の説明

が考えられる。

15. また、開示の検討にあたっては、以下についても検討することが考えられる。

- (1) 金融商品を多数保有していない企業又はレベル 3 の金融商品の保有が少ない企業に対して、求める開示項目を異なるものとするか否か
- (2) 四半期開示における開示項目

ディスカッション・ポイント 6

時価に関する開示の進め方については、基本的には IFRS 第 13 号の開示項目と整合性を図ることとするか、又は IFRS 第 13 号の開示項目について個々に検討することとするかについて、ご意見を頂きたい。

また、他にも考慮すべき点があればご意見を頂きたい。

以 上

(2) 追加される開示項目

- ① 報告期間末日に保有しているレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定について、その他の包括利益に含まれる未実現損益の変動
- ② レベル 3 に区分される公正価値測定について、重大な観察可能でない入力数値の幅 (range) と加重平均値 (及びその計算方法)